

青森市国民健康保険条例（平成十七年条例第二百三号）新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="459 456 512 488">〔略〕</p> <p data-bbox="225 508 432 539">（出産育児一時金）</p> <p data-bbox="181 562 791 920">第七条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>四十八万八千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十六条ただし書に規定する出産であると認めるときは、<u>四十八万八千円</u>に三万円を超えない範囲内において規則で定める額を加算した額を支給する。</p> <p data-bbox="459 940 512 972">〔略〕</p>	<p data-bbox="1098 456 1150 488">〔略〕</p> <p data-bbox="863 508 1070 539">（出産育児一時金）</p> <p data-bbox="820 562 1430 920">第七条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>四十万八千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十六条ただし書に規定する出産であると認めるときは、<u>四十万八千円</u>に三万円を超えない範囲内において規則で定める額を加算した額を支給する。</p> <p data-bbox="1098 940 1150 972">〔略〕</p>